

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区） 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2103306 号
令和 3 年 3 月 30 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 1 月 12 日付け令 02 原機(大安)094 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 37 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 37 条第 2 項第 1 号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第 37 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、運転中の原子炉については、試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311273 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））を、廃止措置中の原子炉については、廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112714 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））（以下これらを総称して「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 37 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

II. 申請の概要

本申請での大洗研究所（北地区）原子炉施設（高温工学試験炉（HTTR）及び材料試験炉（JMTR））（以下「本原子炉施設」という。）に係る保安規定の変更の内容は、以下のとおりである。

1. 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を

定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。）の一部改正に伴う変更

線量告示の一部改正を踏まえて、放射線業務従事者の眼の水晶体の線量限度を変更する。

2. 立入制限区域の基準の変更

立入制限について、立入制限区域の基準の線量当量率の変更を行う。

3. 特殊放射線作業計画書の提出基準に係る変更

特殊放射線作業計画書の提出基準について、線量告示の一部改正を踏まえた変更及び施設管理統括者が放射線安全上特に特殊放射線作業とする必要があると認める作業において当該計画書を提出する旨の変更を行う。

4. 個人線量計の区分の明確化

個人線量計について、個人の被ばく管理又は作業管理を目的とする線量計を補助線量計とし、また、放射線業務従事者の被ばく線量の評価を目的とする線量計を基本線量計とする区分変更を行う。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ-1. 原子炉等規制法第37条第2項第1号

規制庁は、本申請について、保安規定に定める放射線管理等が、試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けた本原子炉施設の位置、構造及び設備の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第37条第2項第1号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ-2. 原子炉等規制法第37条第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下のとおり、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第37条第2項第2号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

1. 試験炉規則第15条第1項第7号及び同条第2項第8号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等）

試験炉規則第15条第1項第7号及び同条第2項第8号に関する審査基準は、管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていることを求めている。

規制庁は、管理区域内において特別措置として設ける立入制限区域の基準の変更について、基準値の線量当量率を1 mSv/週から1 mSv/hに変更し管理するとしていることを確認したことから、試験炉規則第15条第1項第7号及び同条第2項第8号に関する審査基準を満足していると判断した。

2. 試験炉規則第15条第1項第9号及び同条第2項第10号（線量、線量当量、汚染の除去等）

試験炉規則第15条第1項第9号及び同条第2項第10号に関する審査基準は、放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、試験炉規則第15条第1項第9号及び同条第2項第10号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 線量告示の一部改正に基づく放射線業務従事者の眼の水晶体に係る線量限度が定められていること
- ② 特殊放射線作業計画書の提出基準の変更について、施設管理統括者が放射線安全上特に特殊放射線作業とする必要があると認める作業とし、当該計画書に基づき当該作業を実施することで線量限度を超えないよう管理することが定められていること
- ③ 個人の被ばく管理又は作業管理等を行う目的で個人線量計の区分を明確化し、放射線業務従事者が受ける線量限度を超えないための措置が定められていること

なお、上記のほか、文書名の変更及び文書番号の追加に関する記載の適正化がなされた事項について、適切に反映されていることを確認した。